

プロテクト・リフォームローン制度重要事項

1. お見舞金補償期間は、ローン残高があり、かつ融資実行日からその日を含めて3年間とします。（ただし、契約が解約、失効、延滞、代位弁済、その他の事由により存続しなくなった場合は、補償の対象外。）
2. お見舞金の対象となる建物は、リフォームローンの保証委託契約書に記入された、契約者住所に所在する建物となります。
3. お見舞金の支払は、火災・盗難事故の各々1回のみとなります。（火災の場合は、消防署が発行する「罹災証明書」の写し、盗難の場合は、警察への「器物破損届」または「盗難届」の受理番号が必要となります。）
4. お見舞金請求時の必要書類：見舞金請求書（所定）、被害箇所の写真、その他「罹災証明書」の写し等、事故を証する書類。
5. 事故時のお問い合わせ先
株式会社ジャックス 保証事業部
住 所：東京都品川区上大崎2-25-2
TEL：03-6478-1595
6. 審査の結果、お見舞金をお支払いできない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

以 上